



2026年5月13日

各位

上場会社名 日本ギア工業株式会社
代表者 代表取締役社長 寺田 治夫
(コード番号 6356 東証スタンダード)
問合せ先責任者 取締役管理部長 林 秀樹
(TEL 03-6363-3170)

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年6月29日開催予定の第124回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。これに伴い本日開催の取締役会において同定時株主総会に付議する取締役候補及び定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

（2026年6月29日開催予定の第124回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
寺田 治夫	代表取締役社長	同左
林 秀樹	取締役兼管理部長	同左
鶴見 肇	取締役兼経営企画推進室長	同左
植垣 淳哉	取締役兼技術部長	同左
香川 明久	社外取締役	同左
沖田 芳樹	社外取締役	同左
三田 義之	社外取締役	社外監査役

2. 監査等委員である取締役候補者

（2026年6月29日開催予定の第124回定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
西村 至	社外取締役（常勤監査等委員）	社外取締役
森脇 仁子	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
秋山 満則	社外取締役（監査等委員）	新任

3. 新任監査等委員である取締役候補者の略歴

氏名	略歴
秋山 満 則	1982年 4 月 株式会社守谷商会入社 2005年 7 月 同社第 4 事業グループ機械 4 部部長 2008年12月 同社第 2 事業部名古屋支店長 2009年 7 月 同社執行役員第 1 事業本部第 3 ビジネスグループマネージャー 2011年 7 月 同社執行役員第 2 ビジネスグループマネージャー 2019年 6 月 同社取締役執行役員第 2 ビジネスグループマネージャー 2023年 6 月 同社代表取締役社長・COO 2025年 6 月 同社専務取締役（現任） 2025年 6 月 株式会社 GM INVESTMENTS 取締役執行役員（現任）

4. 退任予定の監査役

氏名	現役職名
宮崎 武信	社外監査役

5. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設並びに監査役会及び監査役に關する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関) 第 4 条 当社は、株主總會及び取締役のほ か、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第 5 条～第 9 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 (株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、 <u>取締役会の決議によって定め、こ れを公告する。</u>	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関) 第 4 条 当社は、株主總會及び取締役のほ か、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 第 5 条～第 9 条 (現行どおり) 第 2 章 株 式 (株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり) (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によっ て委任を受けた取締役が定め、これを公 告する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 当会社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (選 任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(定 員)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (選 任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(定 員)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、7 名以内とする。</p> <p>(2) <u>当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(4) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(3) 取締役会は、<u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 号各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則) 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 2,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、<u>会社法 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選 任)</p>	
<p>第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(定 員)</p>	
<p>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p>	
<p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p>	
<p>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(招集通知)</p>	
<p>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 (2) 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(決議方法)</p>	
<p>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則) <u>第 35 条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任限定契約) <u>第 36 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	(削 除)
(新 設)	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の設置)</p>
(新 設)	<p>第 29 条 当社は監査等委員会を置く。 (監査等委員会の招集通知)</p>
(新 設)	<p>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
(新 設)	<p>(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集権者)</p>
(新 設)	<p>第 31 条 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
(新 設)	<p>第 32 条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>(常勤の監査等委員)</p>
(新 設)	<p>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の権限)</p>
(新 設)	<p>第 34 条 監査等委員会は、法令又は本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>第 6 章 会計監査人 (選任及び任期) <u>第 37 条</u> 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 36 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(3) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算 (事業年度)</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日知から翌年3月31日までの1年間とする。</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	
<p>第40条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当)</p>	
<p>第41条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとき当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>

以上